

「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案及び意見募集の実施

令和4年1月26日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯

令和2年度から原子力規制委員会の委員等による関係機関との意見交換等を行い、現行の原子力災害拠点病院等の施設要件（以下「施設要件」という。）の課題を抽出するなど、施設要件の見直しに係る検討を進めてきた。

令和3年10月27日の第41回原子力規制委員会において、『「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性』（参考参照）を示し、委員会の中で出たコメントを踏まえて改正作業を行うこととなった。

上記を踏まえ、施設要件の改正案（別紙）を作成したので、当該改正案に対する意見募集を行うこととした。

2. 改正案の主な内容

（1）名称

- ・原子力災害拠点病院等に求められる役割と要件を分けて整理する観点から、施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（以下「指定要件」という。）に改める。

（2）構成

- ・役割（第一章）と要件（第三章）を切り分け、指定又は登録する際の要件が明確になるよう改める。また、指定又は登録する際の考え方（第二章）を整理する。

（3）原子力災害拠点病院

- ・甲状腺被ばく線量モニタリングのうち詳細測定について、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）に協力して実施することを役割に追加する。
- ・原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めることを要件に追加する。

（4）原子力災害医療協力機関

- ・甲状腺被ばく線量モニタリングについて、立地道府県等に協力して実施することを役割に追加する。
- ・原子力災害医療協力機関が担う7項目を基本的な要件として整理し、そのうち1の項目を甲状腺被ばく線量モニタリングの測定者として対応する要件に改める。また、甲状腺被ばく線量モニタリング等に対応する要員について、他の立地道府県等にも派遣できる体制の整備に努めることを要件に追加する。
- ・原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めることを要件に追加する。

(5) 原子力災害医療・総合支援センター

- ・原子力災害に対応できる業務継続計画の整備を行うとともに、原子力災害拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な助言等を行う体制を有することを要件に追加する。
- ・原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針の策定を要件に追加する。

(6) 高度被ばく医療支援センター

- ・原子力災害医療に関する研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行う（基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが実施し、これに協力する）体制を有することを要件に追加する。
- ・原子力災害に対応できる業務継続計画の整備を要件に追加する。
- ・高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針の策定を要件に追加する。

(7) 基幹高度被ばく医療支援センター

- ・重篤な被ばくを伴う傷病者への診療や高度専門的な線量評価等を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成（将来のリーダーとなり得る高度専門人材の継続的な確保を含む）を役割に追加する。
- ・原子力災害医療に関する研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行う体制を有することを要件に追加する。

3. 意見募集の実施

別紙に示す施設要件の改正案（指定要件）について、行政手続法に定める命令等に該当するものではないが、任意に行うものとして意見募集を実施する。

➢実施期間：令和4年1月27日から30日間

➢実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）／郵送・FAX

4. 今後の予定

- ・施設要件改正の原子力規制委員会了承：令和4年3月中（予定）
- ・施設要件改正の適用：原子力災害対策指針改正の公布（官報掲載）日
なお、上記のうち、高度被ばく医療支援センター等に指定している5施設が指定要件に合致しているかの確認を行い、結果を原子力規制委員会に諮る予定である。

＜資料一覧＞

別紙 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（意見募集の対象）

参考 「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性（令和3年10月27日
開催第41回原子力規制委員会資料）

別紙

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制庁長官決定

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 名

原子力災害拠点病院等の施設要件の全部改正について

原子力災害拠点病院の施設要件（原規放発第1807257号）の全部を、別添のと
おり改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件

平成27年5月15日

原子力規制庁

(平成27年6月19日一部改正)

(平成30年7月25日全部改正)

(令和 年 月 日全部改正)

目次

はじめに	1
第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割	3
1 原子力災害拠点病院	3
2 原子力災害医療協力機関	3
3 原子力災害医療・総合支援センター	3
4 高度被ばく医療支援センター	4
5 基幹高度被ばく医療支援センター	4
第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方	5
1 指定・登録	5
(1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関	5
(2) 国の役割及び国が指定を行う機関	5
2 住民等への周知	6
3 指定・登録の取消し	6
4 指定要件の見直し	6
第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件	7
1 原子力災害拠点病院	7
(1) 基本的な要件	7
(2) 医療体制等	7
(3) 施設、設備等	8
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	9
(5) 原子力災害医療派遣チームの配置等	10
(6) その他	10
2 原子力災害医療協力機関	11
(1) 基本的な要件	11
(2) 医療体制等	11
(3) 施設、設備等	11
(4) 研修、訓練の実施	11
(5) 関係機関等への連携体制等	11
(6) 他の立地道府県等への派遣体制	12
(7) その他	12
3 原子力災害医療・総合支援センター	13
(1) 医療体制等	13
(2) 施設、設備等	13
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	13
(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等	14

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	14
(6) その他.....	15
4 高度被ばく医療支援センター.....	16
(1) 医療体制等.....	16
(2) 施設、設備等.....	17
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	17
(4) その他.....	18
5 基幹高度被ばく医療支援センター.....	19
(1) 基本的な要件.....	19
(2) 医療体制等.....	19
(3) 施設、設備等.....	19
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	19
(5) その他.....	20

はじめに

我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等の施設要件」という。）を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針（平成27年原子力規制委員会告示第11号）が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）、「原子力災害医療協力機関」（以下「協力機関」という。）、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

続く令和3年度の見直しでは、前回と同様の調査検討に加え、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の取りまとめの結果等を踏まえた見直しを行うこととした。具体的には、「基幹高度被ばく医療支援センター」の役割の強化を行うとともに、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る機能について明確に規定し、また業務継続計画（BCP）の整備を追加することとした。さらに、拠点病院等の施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」と改め、それぞれの施設に求められる役割等を別立てにし、要件の位置付けを整理した。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割

1 原子力災害拠点病院

拠点病院は、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。

さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成¹する。

上記の診療等に加え、避難退城時検査²において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。

また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的に実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。

2 原子力災害医療協力機関

協力機関は、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退城時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等）に協力する。

3 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。

また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の養成を行うほか、地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。

さらに、拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。

なお、原子力災害医療・総合支援センターとして複数の機関が指定される場合には、効果的な派遣調整を行うため、担当地域を設けるものとする。

¹ 原子力災害医療派遣チームは、被災道府県の原子力災害医療調整官の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターによる派遣調整を踏まえ、被災道府県内の拠点病院での活動を基本として救急医療等を行う。なお、活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領（平成29年3月29日 原子力規制庁放射線防護企画課）」に記載している。

² 詳細については、原子力災害対策指針に記載している。

4 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない³高度専門的な治療を必要とする傷病者（長期的な治療が必要な傷病者を含め、これらの傷病者を「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。

また、拠点病院や協力機関に対して、高度専門的な教育研修等を実施するとともに、立地道府県等に対しては、平時から技術的専門的な助言や支援を行い、原子力災害時には甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整等の立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関が指定される場合であっても担当地域は設けず、いずれの立地道府県等に対しても対応する。

5 基幹高度被ばく医療支援センター

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療や高度専門的な線量評価等を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。なお、人材育成については、将来のリーダーとなり得る高度専門人材の継続的な確保を図る。

また、拠点病院や協力機関等の地域の中核となる医療従事者等のみならず、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修を行う。

このほか、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターと協力して高度専門人材の育成支援（研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等を含む。）を行う。

³ 拠点病院では対応ができない、又は対応が困難な症例として、アクチニドによる内部被ばく、急性放射線症候群等が考えられる。

第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方

1 指定・登録

(1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関

立地道府県等は、**拠点病院**及び**協力機関**について、これら施設の役割や原子力災害時における対応体制等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から**拠点病院**、**協力機関**等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。あわせて、**拠点病院**等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、次章に規定する「原子力災害拠点病院等の指定要件（以下「指定要件」という。）」に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、**拠点病院**を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3か所程度の医療機関を指定する。

なお、複数の医療機関が連携して**拠点病院**の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された**拠点病院**のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定する。

【原子力災害医療協力機関】

立地道府県等は、**指定要件**に基づき、立地道府県等や**拠点病院**が行う原子力災害医療対策に協力できる**協力機関**を積極的に募集し、登録（リスト化）する。

なお、医療機関（病院、診療所等）と、医療機関以外の機関（研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等）で事情が異なる場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ることができるかをあらかじめ明確にしておく必要がある。

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から**原子力災害医療・総合支援センター**及び**高度被ばく医療支援センター**（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や**拠点病院**等への支援は両センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に両センターが対応できるように支援する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

国（原子力規制委員会）は、原子力災害医療・総合支援センターについて募集を

行い、指定を希望する申請があった場合には、**指定要件**を満たしているかを確認の上、指定する。

【高度被ばく医療支援センター】

国（原子力規制委員会）は、高度被ばく医療支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、**指定要件**を満たしているかを確認の上、指定する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

2 住民等への周知

拠点病院、協力機関のうち、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行う医療機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）は、**指定又は登録**を受けた場合、速やかに施設内の見やすい場所に**指定又は登録**を受けている旨を掲示することによって、住民等に対して原子力災害時において傷病者の受入れを行う旨を周知する。

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、**指定又は登録**を行った拠点病院及び協力機関が**指定要件**に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに要件を満たしているか確認した上で、**指定要件**を欠くに至ったと認める場合には、その**指定又は登録**を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が**指定要件**に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに**指定要件**を満たしているか確認した上で、**指定要件**を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消す。

4 指定要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね3年ごとに**指定要件**の見直しを検討する。

第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件

各機関の要件は以下のとおりとする。

1 原子力災害拠点病院

(1) 基本的な要件

立地道府県等が指定する災害拠点病院であること又は災害拠点病院に準ずるものとして立地道府県等が認めた施設であること。

(2) 医療体制等

① 診療機能等

【救急医療の提供体制】

A) 汚染の有無に関わらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有すること。

【被ばく医療の提供体制】

B) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有すること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

C) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者が連携して対応できる体制を有すること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

A) 協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うことができる体制を有すること。

B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、関係機関と連携して、他の拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへ患者を搬送できる体制を有すること。

C) 他の立地道府県等内に設置されている拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者⁴】

A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等⁵を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な

⁴ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや診療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

⁵ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

研修⁶を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

C) 次の要件を満たすこと。

- 当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- 被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- 放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技能を有する者を1名以上配置すること。
- 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(3) 施設、設備等

① 施設等

- 原則として、除染を行うために必要な除染室を有すること⁷。
- 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有すること⁸。
- 被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有すること⁹。

【災害拠点病院ではない場合】

- 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設等を有することが望ましい。
 - 耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設
 - 自家発電機等及び3日分程度の燃料
 - 適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定の締結等
 - 病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に

⁶ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

⁷ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等（除染テントを含む。）を養生することにより除染が行える体制を有すること。

⁸ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制を有すること。

⁹ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制を有すること。

使用可能な離着陸場

② 設備、備品等

救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等が整備されていることに加え、次の要件を満たすこと。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有すること。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有すること。
- C) 体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること。
- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること¹⁰。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有すること¹¹。
- F) 除染するために必要な資機材を有すること。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有すること¹²。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有すること。

(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施すること。
- B) 管轄内の**協力機関**の職員等の自施設以外の関係者に対する研修を定期的に実施すること、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に關係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に**拠点病院**として参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同して行う訓練に**拠点病院**として参加するように努めること。

③ 地域連携ネットワークの構築

立地道府県等と協力し、**協力機関**等との地域連携ネットワーク会議等を定期的に開催して連携を図ること¹³。

④ 立地道府県等との連携

立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

⁹ 他の拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は整っているものとみなす。

¹¹ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は整っているものとみなす。

¹² あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制を有すること。

¹³ 当該立地道府県内で他の拠点病院が地域連携ネットワーク会議等を実施し連携を図っている場合であって、地域連携ネットワーク会議等に協力、支援を行う場合は整っているものとみなす。

(5) 原子力災害医療派遣チームの配置等

① 配置、資質等

- A) 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成すること。
- B) 災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有すること¹⁴。また、放射線防護要員は、放射線測定に関する技術を有すること。

② 装備等

- A) 救急医療及び災害医療に必要な資機材を有すること。
- B) 放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有すること¹⁵。
- C) 原則として、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有すること¹⁶。

(6) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施するよう努めること。

¹⁴ 原子力災害医療派遣チームの構成員養成として、原子力災害医療・総合支援センターが実施する「原子力災害医療派遣チーム研修」を受講すること。

¹⁵ ただし、緊急時、他施設から調達できる場合は整っているものとみなす。

¹⁶ 応急用医療資機材、放射線防護に必要な防護具、資機材、測定機器等の搭載が可能な車両が望ましい。

2 原子力災害医療協力機関

(1) 基本的な要件

次に掲げる7項目の要件のうち、1項目以上の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを編成し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- E) 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

(2) 医療体制等

上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件を満たすために必要な人員等が配置されていること。

なお、上記(1)のうち、A、C及びDに関する医療従事者等の配置については、「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ③医療従事者等の配置」及び「1 原子力災害拠点病院 (5) 原子力災害医療派遣チームの配置等 ①配置、資質等」を参考にすること。

(3) 施設、設備等

上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件を満たすために必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、上記(1)のうち、A、C及びDに関する施設、設備等の整備については、「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」、「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」及び「1 原子力災害拠点病院 (5) 原子力災害医療派遣チームの配置等 ②装備等」を参考にすること。

(4) 研修、訓練の実施

- A) 自施設の原子力災害対策に関する所属職員に対し、教育研修を定期的に開催すること、又は立地道府県等若しくは拠点病院等が行う研修に参加させること。
- B) 自施設の原子力災害対策に関する所属職員に対し、訓練を定期的に開催すること、又は立地道府県等若しくは拠点病院等が行う訓練に参加させること。

(5) 関係機関等への連携体制等

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。
- B) 拠点病院が構築する地域連携ネットワークに積極的に参画すること。

(6) 他の立地道府県等への派遣体制

- A) 上記（1）に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、C の派遣体制については、他の立地道府県等にも要員を派遣できる体制を整備すること。
- B) 上記（1）に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、B、D 及び E の派遣体制については、他の立地道府県等にも要員を派遣できる体制の整備に努めること。

(7) その他

上記（1）に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、A の医療機関については、

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施するよう努めること。

3 原子力災害医療・総合支援センター

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目を満たすこと。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有すること。
- B) 拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ③医療従事者等の配置」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

【派遣調整業務従事者】

- A) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- B) 平時から、拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要な人員が確保されていること。

(2) 施設、設備等

① 施設

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」に掲げる要件に加え、教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備を有すること。
- B) 拠点病院等との通信ネットワーク設備を有すること。
- C) 原則として、確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務等を実施又は対応できる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施すること。

B) 高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設

の職員に定期的に受講させること。

② 訓練

- A) 自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 自施設において、定期的に派遣調整訓練を行うこと。
- C) **拠点病院等**からの要請により、**拠点病院等**が実施する派遣訓練や**業務継続計画**に基づく訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- D) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協力すること。
- B) **拠点病院等**の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築すること。
- C) 高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、線量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力すること。

④ 原子力災害拠点病院等に対する支援

- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行うこと。
- B) 地域の**拠点病院**に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行うこと。
- C) **拠点病院等**に対し、**業務継続計画**を整備するための助言等を行うこと。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

「1 原子力災害拠点病院 (5)原子力災害医療派遣チームの配置等」に加え、放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する者を配置すること。

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整

- A) 原子力災害時において、原子力災害が発生した立地道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有すること。
- B) 原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有すること。
- C) 平時においては、**拠点病院**、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有すること。

(6) その他

- A) 原子力災害時に、国及び立地道府県等からの要請により専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備すること。
- C) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- D) 原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定すること。

4 高度被ばく医療支援センター

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療（急性放射線症候群の診療を含む。）を提供できる体制を有すること¹⁷。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁸】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁹を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- C) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
 - ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置す

¹⁷ 高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、体制が整っているものとみなす。

¹⁸ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや診療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁹ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

ること²⁰。

- ・除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設、設備等

① 施設

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有すること²¹。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²²に加え、次の設備、備品等が整備されていること²³。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²⁴。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務等を実施又は対応できる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 拠点病院や協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修を行うこと。
- B) 拠点病院や協力機関等の中核人材等に対し、高度専門的な教育研修を行うこと。
- C) 立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行うこと。

²⁰ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²¹ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

²² ただし、注釈9、10、11は適用しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²³ 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²⁴ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

D) 基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力すること。

E) 高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させること。

② 訓練

A) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。

B) 拠点病院からの要請により、拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。

C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 専門家ネットワークの構築

A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築すること。

B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築すること。また、専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催（基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力）すること。

C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力すること。

④ 立地道府県等との連携

A) 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができるこ

B) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

(4) その他

A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有すること。

B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行うこと

C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。

D) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備すること。

E) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

F) 高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定すること。

5 基幹高度被ばく医療支援センター

(1) 基本的な要件

高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たした上で、次の要件を満たすこと。

(2) 医療体制等

① 診療機能等

- A) 重篤な被ばく患者に対して、診療を提供できる体制を有すること。
- B) アルファ核種等による高度専門的な線量評価（バイオアッセイ法、染色体分析等）を実施できる体制を有すること。

② 高度被ばく医療支援センター等との連携

- A) 高度被ばく医療支援センターで提供される診療に協力できる体制を有すること。
- B) 原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

- A) 重篤な被ばく患者に対する高度専門的な診療に関する知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- B) 重篤な被ばく患者に対する線量評価（バイオアッセイ法、染色体分析等）の知識及び技能を有する専門人材を1名以上配置すること。

④ 研究開発及び人材育成

- A) 重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究を行う体制を有していること。
- B) 重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に対応できる高度専門人材の確保、育成を行う体制を有していること。

(3) 施設、設備等

アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価（特に内部被ばく）のために必要な機器及び資機材を有すること。

(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

① 教育研修

- A) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有すること。
- B) 指定後速やかに原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教

- 育研修等を定期的に行うこと。
- C) 原子力災害医療に関する研修情報等を一元管理すること。また、そのための事務局を有すること。
 - D) 立地道府県等又は拠点病院が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や実践的な研修及び原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センターが行う高度専門的な研修カリキュラムや資料の作成・見直し並びにこれらの研修を行う講師の養成等の支援を行う体制を有すること²⁵。
 - E) 作成したカリキュラム、資料等について、拠点病院等に提供できる体制を有すること。

② 専門家ネットワークの構築

指定後速やかに放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的に開催すること。

(5) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備²⁶すること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- C) 基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針²⁶を策定すること。

²⁵ これらの支援は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターと協議の上、実施するものとする。

²⁶ 基幹高度被ばく医療支援センターの業務継続計画及び業務方針の策定をもって、高度被ばく医療支援センターの業務継続計画及び業務方針の策定を満たすものみなす。

附 則

この施設要件は、平成27年8月26日から適用する。

附 則

この施設要件は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この**指定**要件は、令和●年●月●日から適用する。

【参考1】拠点病院が整備する備品、資機材の例

○ 放射線測定器
・ 個人線量計
・ GM サーベイメータ
・ NaI シンチレーションサーベイメータ
・ 電離箱式サーベイメータ
・ ホールボディーカウンタ
・ 甲状腺モニタ
○ 除染用資機材
・ 減菌ドレープ（複数のサイズ）
・ ガーゼ
・ 洗浄用ボトル
・ ディスポ鑷子
・ 摺水オイフ（複数のサイズ）
・ 膫盆
・ ビニール袋（複数のサイズ）
・ 養生用テープ
・ 石けん
・ ボディソープ
・ シャンプー
・ 中性洗剤
・ ビニールシート
・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材
・ ビニール袋（複数のサイズ）
・ ビニールシート
・ 養生用テープ
・ ろ紙シート
・ タイベックスーツ
・ ゴム手袋
・ サージカルマスク
・ 微粒子用マスク（N95 規格）
・ ディスポ帽子
・ ゴーグル
・ 靴カバー
・ ディスポ手術衣

【参考2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 <ul style="list-style-type: none">・ GM サーベイメータ・ NaI シンチレーションサーベイメータ（主にスタッフ防護のため）・ 電離箱式サーベイメータ（主にスタッフ防護のため）・ 個人線量計（主にスタッフ防護のため）
○ 除染用資機材 <ul style="list-style-type: none">・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ）・ ガーゼ・ 洗浄用ボトル・ ディスポ鑷子・ 摚水オイフ（複数のサイズ）・ 膫盆・ ビニール袋（複数のサイズ）・ 養生用テープ・ 石けん・ ボディソープ・ シャンプー・ 中性洗剤・ ビニールシート・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 <ul style="list-style-type: none">・ ビニール袋（複数のサイズ）・ ビニールシート・ 養生用テープ・ ろ紙シート・ タイベックスーツ・ ゴム手袋・ サージカルマスク・ 微粒子用マスク（N95 規格）・ ディスポ帽子・ ゴーグル・ 靴カバー・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤（チーム要員のため）
○ 通信回線 <ul style="list-style-type: none">・ 衛星回線・ 専用回線 FAX・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等

「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性

令和3年10月27日
原 子 力 規 制 庁

1 経緯

- 原子力規制委員会は、平成27年8月26日付けで改正された「原子力災害対策指針」及び新たに策定された「原子力災害拠点病院等の施設要件」(以下「施設要件」という。)に基づき、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の指定を同日付けで行った。
- 指定後3年を迎えた平成30年度は、高度被ばく医療支援センターの中でも中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新設し、原子力災害医療体制が更に実効性のあるものとなるよう、支援センターの機能強化を行った(別紙1及び別紙2参照)。
- 本年度は前回の改正から3年を迎えることから、施設要件の見直しを行うとともに、見直された施設要件に基づき、基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが新たな施設要件に合致するか確認する必要がある。
- 令和2年12月に規制委員及び幹部職員による関係機関との意見交換等を行い、2.で述べるような課題を抽出し施設要件の見直しを検討してきた。
- 令和3年2月に「緊急時における甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」を設置した。本検討チームにおいて、原子力災害対策指針において原子力災害時に実施することとされている甲状腺モニタリングの対象者、測定方法、原子力災害医療協力機関を含む実施体制等について本年7月まで検討を行い、本年9月に報告書のとりまとめを行った。
- これらの検討結果等を踏まえ、施設要件の見直しの方向性について取りまとめたので報告する。

2 意見交換において抽出された課題

① 基幹高度被ばく医療支援センター関連

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの中でも中心的・先導的な役割を担う施設として、高度専門人材を対象とした教育研修の実施体制を有することや専門家のネットワークを構築することを求められている。これまで基幹高度被ばく医療支援センターを中心に、高度被ばく医療支援センター間の連携が進んできているが、今後、内部被ばくへの対応や人材育成において中

心的・先導的なセンターとしての役割の強化が期待されている。

② 甲状腺被ばく線量モニタリング関連

甲状腺被ばく線量モニタリングは、原子力災害医療協力機関が協力することを想定しているが、原子力災害医療協力機関の要件として甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することを明確に記載する必要がある。

③ 避難退域時検査関連

避難退域時検査は、施設要件において原子力災害医療協力機関が協力することとしている。発災時は当該道府県内の要員確保が想定されているが、要員が不足する場合も考えられるため、他の道府県の原子力災害医療協力機関から当該道府県への要員派遣ができるようにする必要がある。

3 甲状腺被ばく線量モニタリング検討チーム会合報告書における提案

「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」会合報告書に示された提案のうち、施設要件に係る項目は以下のとおり。

- 甲状腺被ばく線量モニタリングのうち、甲状腺簡易測定を実施する主体は地方公共団体とし、測定者又は記録者は地方公共団体に加え、原子力災害医療協力機関や原子力事業者とすることが適切である。
- さらに、地方公共団体は、被災した際に測定者や記録者が不足する場合を想定し、非被災道府県の原子力災害医療協力機関等から支援が受けられるよう広域な連携体制をあらかじめ整備しておくことが必要である。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングのうち、甲状腺詳細測定を実施する主体は地方公共団体とし、開発された詳細測定器が導入されるまでの間は、引き続き原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターにおいて測定することを基本とすることが適切である。

4 見直しの方向性

前項2、3で抽出された課題等を踏まえ、以下の内容を施設要件に追加することしたい。

① 基幹高度被ばく医療支援センターの要件

- バイオアッセイなどのアルファ線放出核種を含む内部被ばくへの対応を行うとともに、これらの分野の研究開発、人材育成を行うこと。
- 原子力災害対策重点区域内の道府県（以下、「立地道府県等」という。）や原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に関する研修に用いるカリキュラムや研修資料の作成等により支援を行うこと。
- 被ばく医療分野で将来のリーダーとなり得る高度専門人材の確保、育成を行うこと。

② 高度被ばく医療支援センターの要件

- 甲状腺被ばく線量モニタリングを担う測定要員の派遣調整による確保や測

- 定要員の研修・訓練等による人材育成を含めること。
- 立地道府県等が行う甲状腺被ばく線量モニタリング（簡易測定・詳細測定）に協力すること。
- ③ 原子力災害拠点病院の要件
- 立地道府県等が行う甲状腺被ばく線量モニタリング（詳細測定）に協力すること。
- ④ 原子力災害医療協力機関の要件
- 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定者として対応するとともに、他の道府県への派遣も可能とすること。
 - 避難退域時検査において、他の道府県への派遣も可能とすること。
- ⑤ その他
- 放射線安全規制研究推進事業（原子力災害拠点病院のモデルB C P）での成果を踏まえ、高度被ばく医療支援センター（基幹を含む。）及び原子力災害医療・総合支援センター並びに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関において、原子力災害時に医療提供等の機能を維持できるよう、業務継続計画（B C P）の策定を進めること。

5 今後の予定

上記の見直しの方向性を踏ました原子力災害対策指針の改正案と施設要件の改正案について、原子力規制委員会に諮り、パブリックコメントを経て、本年度中に改正案を決定する。

新たな施設要件に基づき、基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センター並びに原子力災害医療・総合支援センターから申請を受け、施設要件に合致しているかの確認を行い、関係機関が業務を開始できるよう準備を進める。

<別紙及び参考>

- 別紙1 原子力災害対策指針（抜粋）、原子力災害拠点病院等の施設要件（抜粋）
- 別紙2 原子力災害対策指針が定める原子力災害時における医療体制
- 別紙3 原子力災害拠点病院の指定状況
- 参考 原子力災害拠点病院等の施設要件

○原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日制定）（平成 30 年 7 月 25 日改正部分の抜粋）

（7）原子力災害時における医療体制等の整備

①原子力災害医療の実施体制

- ・国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定をすること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定すること。また、おおむね 3 年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

○原子力災害拠点病院等の施設要件（平成 27 年 5 月 15 日原子力規制庁）（平成 30 年 7 月 25 日改正部分の抜粋）

3 原子力災害医療協力機関

①原子力災害医療協力機関に求められる機能

次に掲げる 7 項目の機能のうち、1 項目以上の機能を有すること。

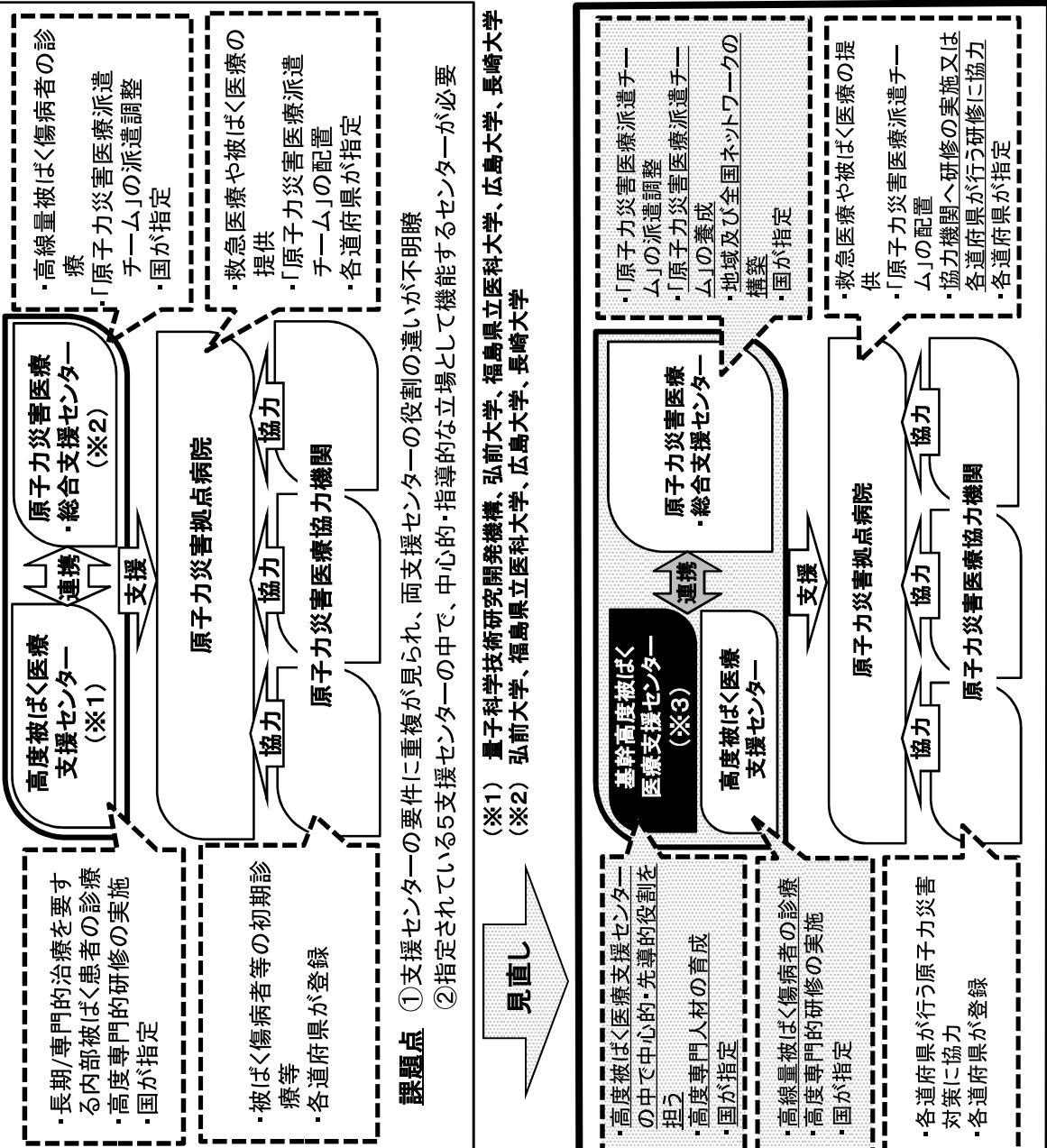
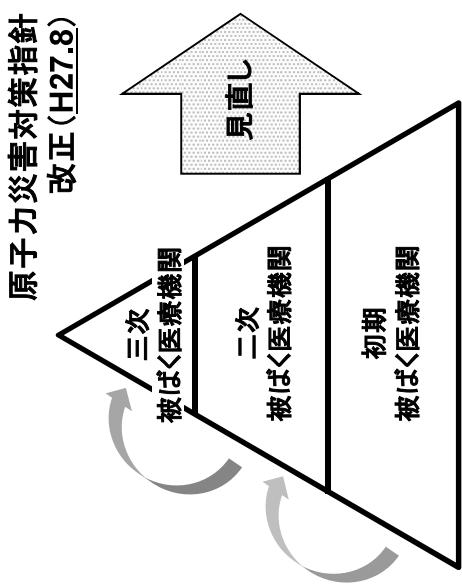
- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行うことができること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- E) 国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（避難退域時検査）を実施することができる放射性物質の検査チームの派遣を行うことができること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

6 指定等について

（4）施設要件の見直し

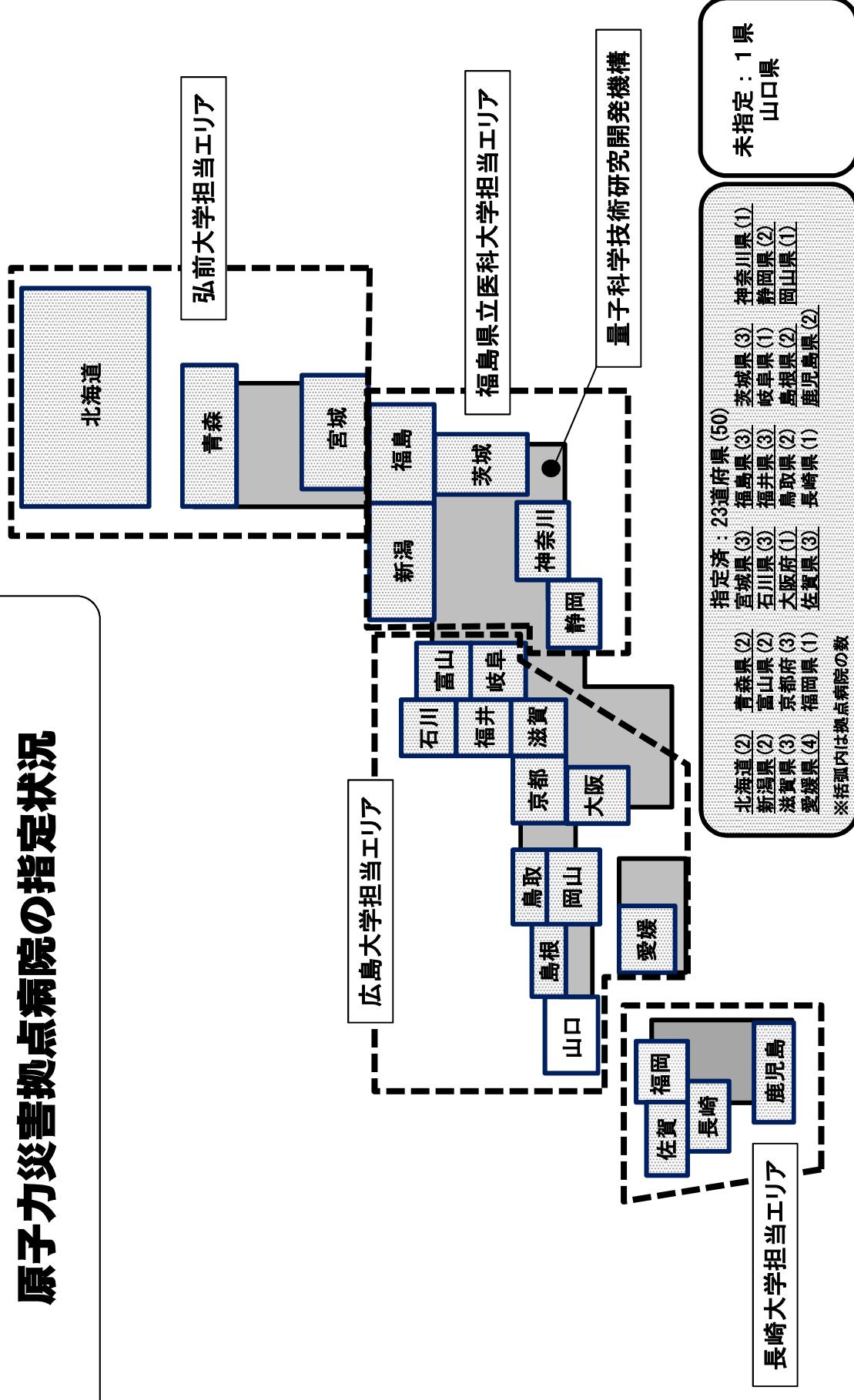
国（原子力規制委員会）は、おおむね 3 年ごとに施設要件の見直しを検討する。

原子力災害対策指針が定める原子力災害時ににおける医療体制



令和 3 年 9 月 1 日現在

原子力災害拠点病院の指定状況



原子力災害拠点病院等の施設要件

平成27年5月15日

原子力規制庁

(平成27年6月19日一部改正)

(平成30年7月25日全部改正)

目次

1	はじめに	1
2	原子力災害拠点病院	4
(1)	医療体制等.....	4
(2)	施設及び設備等.....	5
(3)	教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	6
(4)	原子力災害医療派遣チームの配置等.....	7
3	原子力災害医療協力機関	8
4	高度被ばく医療支援センター	10
(1)	医療体制等.....	10
(2)	施設及び設備等.....	11
(3)	教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	11
(4)	その他.....	12
(5)	基幹高度被ばく医療支援センター.....	12
5	原子力災害医療・総合支援センター	14
(1)	医療体制等.....	14
(2)	施設及び設備等.....	15
(3)	教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	15
(4)	原子力災害医療派遣チームの配置等.....	16
(5)	原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	16
(6)	その他.....	16
6	指定等について	17
(1)	指定.....	17
(2)	住民等への周知.....	18
(3)	指定の取消し.....	18
(4)	施設要件の見直し.....	18
附則	19	
参考 1	20	
参考 2	21	

1 はじめに

我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等の施設要件」という。）を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針（平成27年原子力規制委員会告示第11号）が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は立地道府県等により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、原子力災害拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

原子力災害時の医療体制として拠点病院等の施設要件に規定する各機関は、主に以下の役割を担うものとされている。

（1）原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能

し、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）を受け入れ、適切な診療等を行う。

また、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。「原子力災害医療派遣チーム」の出動先は、原子力災害時に被災した立地道府県等内の原子力災害拠点病院を基本とし、当該施設内において救急医療等を行う¹。

これらの医療を提供するためには、医療従事者のみならず、施設内に所属する全ての職員や施設管理者等の意思決定を行う者においても一定程度の原子力災害医療に関する知識が必要なことから、平時から教育研修、訓練等を通じて理解を深めることが望ましい。

（2）原子力災害医療協力機関

原子力災害時には、被ばく医療に加え、救急医療及び災害医療が必要となることから、関係機関の連携体制を事前に構築しておく必要がある。また、汚染又は被ばくしている者に対する検査、除染、救護所等における健康管理等も必要となる。

このように、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる医療機関、職能団体等を原子力災害医療協力機関とする。原子力災害医療協力機関は、医療機関のみならず研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等広く想定され、後述する施設要件の「機能」に掲げる項目のうち、1項目以上の支援を行う。

（3）高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応が困難²な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者（以下単に「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、関係する医療従事者等へ教育研修等を実施することで、平時から原子力災害に関する知識等の普及及び理解の増進に努める。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な診療支援を行うため、担当地域を設けるものとし、また、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定する。

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、平時では地域の中核となる医療従事者等への高度専門的な教育研修を行うとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を行う。

¹ 活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領（平成29年3月29日 原子力規制庁）」に記載している。

² 原子力災害拠点病院では対応が困難な症例として、アクチニドによる内部被ばく、急性放射線症候群等が考えられる。

また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。

(4) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターは、前述の「原子力災害医療派遣チーム」を編成するのみならず、原子力災害時には当該チームが被災地域で効果的に活動できるよう「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うとともに、活動中の「原子力災害医療派遣チーム」に対する情報提供等の支援を行うほか、平時から地域及び全国の原子力災害拠点病院等との連携及び協力体制を強化するためのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。

また、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、平時から「原子力災害医療派遣チーム」の構成員に対して教育研修等を実施することで、「原子力災害医療派遣チーム」の養成を行う。

なお、原子力災害医療・総合支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な派遣調整を行うため、担当地域を設けるものとする。

2 原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原則として医療計画に位置付けられた災害拠点病院であることとし、救命救急センター、二次救急医療機関又は災害拠点病院に準ずる医療機関であると立地道府県等が認めた施設であることに加え、以下の施設要件を満たすものとする。

なお、過去に「初期被ばく医療機関」や「二次被ばく医療機関」を指定している場合には、その体制を活用することが望ましい。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

【救急医療の提供体制】

- A) 汚染の有無に関わらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有すること。

【被ばく医療の提供体制】

- B) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有すること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

- C) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者が連携して対応できる体制を有すること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うことができる体制を有すること。

- B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、関係機関と連携して、他の原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへ患者を搬送できる体制を有すること。

- C) 他の立地道府県等内に設置されている原子力災害拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者³】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等⁴を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

- B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修⁵を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

³ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

⁴ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関する基礎研修e-ラーニング等がある。

⁵ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

C) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技能を有する者を1名以上配置すること。
- ・除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設及び設備等

① 施設等

- A) 原則として、除染を行うために必要な除染室を有すること⁶。
- B) 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有すること⁷。
- C) 被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有すること⁸。

【災害拠点病院ではない場合】

D) 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設等を有することが望ましい。

- ・耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設
- ・自家発電機等及び3日分程度の燃料
- ・適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定の締結等
- ・病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に使用可能な離着陸場

② 設備、備品等

救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等が整備されていることに加え、次の

⁶ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等（除染テントを含む。）を養生することにより除染が行える体制を有すること。

⁷ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制を有すること。

⁸ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制を有すること。

要件を満たすこと。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有すること。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有すること。
- C) 体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること。
- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること⁹。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有すること¹⁰。
- F) 除染するために必要な資機材を有すること。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有すること¹¹。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施すること。
- B) 管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等の自施設以外の関係者に対する研修を定期的に実施すること、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に關係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に原子力災害拠点病院として参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同して行う訓練に原子力災害拠点病院として参加するよう努めること。

③ 地域連携ネットワークの構築

立地道府県等と協力し、原子力災害医療協力機関等との地域連携ネットワーク会議等を定期的に開催して連携を図ること¹²。

④ 立地道府県等との連携

立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

⁹ 他の原子力災害拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は整っているものとみなす。

¹⁰ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は整っているものとみなす。

¹¹ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制を有すること。

¹² 当該立地道府県内で他の原子力災害拠点病院が地域連携ネットワーク会議等を実施し連携を図っている場合であって、地域連携ネットワーク会議等に協力、支援を行う場合は整っているものとみなす。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

- ① 配置、資質等
 - A) 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成すること。
 - B) 災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有すること¹³。また、放射線防護要員は、放射線測定に関する技術を有すること。
- ② 装備等
 - A) 救急医療及び災害医療に必要な資機材を有すること。
 - B) 放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有すること¹⁴。
 - C) 原則として、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有すること¹⁵。

¹³ 原子力災害医療派遣チームの構成員養成として、原子力災害医療・総合支援センターが実施する「原子力災害医療派遣チームに関する専門研修」を受講すること。

¹⁴ ただし、緊急時、他施設から調達できる場合は整っているものとみなす。

¹⁵ 応急用医療資機材、放射線防護に必要な防護具、資機材、測定機器等の搭載が可能な車両が望ましい。

3 原子力災害医療協力機関

原子力災害医療協力機関は、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる機関とする。

このため、立地道府県等は原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、以下の施設要件に該当するものについて登録（リスト化）しておくとともに、医療機関（病院、診療所等）と、医療機関以外の機関（研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等）とで事情が異なる場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ができるかを明確にしておくこと。

① 原子力災害医療協力機関に求められる機能

次に掲げる7項目の機能のうち、1項目以上の機能を有すること。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行うことができること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- E) 国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（避難退域時検査）を実施することができる放射性物質の検査チームの派遣を行うことができること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

② 医療従事者等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な人員等が配置されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院 （1） 医療体制等 ③ 医療従事者等の配置」及び「2 原子力災害拠点病院 （4） 原子力災害医療派遣チームの配置等 ① 配置、資質等」を参考にすること。

③ 施設、設備等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院 （2） 施設及び設備等 ① 施設等」、「2 原子力災害拠点病院 （2） 施設及び設備等 ② 設備、備品等」及び「2 原子力災害拠点病院 （4） 原子力災害医療派遣チームの配置等 ② 装備等」を参考にすること。

④ 研修、訓練の実施

A) 自施設の原子力災害対策に関する所属職員に対し、教育研修を定期的に開催すること、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う研修に参加させること。

B) 自施設の原子力災害対策に関する所属職員に対し、訓練を定期的に開催す

ること、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う訓練に参加させること。

⑤ 関係機関等への連携体制等

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。
- B) 原子力災害拠点病院が構築する地域連携ネットワークに積極的に参画すること。

4 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件は、以下のとおりとする。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうち一つの機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院 (1) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療（急性放射線症候群の診療を含む。）を提供できる体制を有すること¹⁶。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁷】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁸を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、

¹⁶ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、体制が整っているものとみなす。

¹⁷ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁸ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の各施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

c) 次の要件を満たすこと。

- ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること¹⁹。
- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有すること²⁰。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²¹に加え、次の設備、備品等が整備されていること²²。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²³。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職

¹⁹ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²⁰ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

²¹ ただし、注釈9、10、11は適用しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²² 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²³ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

- 員、事務系職員等)に対する教育研修を定期的に実施すること。
- B) 汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。
 - C) 原子力災害拠点病院の中核人材等に対し、高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。
- ② 訓練
- A) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
 - B) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
 - C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。
- ③ 専門家ネットワークの構築
- A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを活用できる体制を有すること。
 - B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築すること。また、専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催（基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力）すること。
 - C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力すること。

(4) その他

- A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療に関する専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行えること。
- C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。
- D) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的に受講すること。

(5) 基幹高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、次の要件を満たすこと。

① 教育研修

- A) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有すること。
- B) 指定後速やかに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援

センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を定期的に行うこと。

- c) 原子力災害医療に関する研修情報等を一元管理すること。また、そのための事務局を有すること。

② 専門家ネットワークの構築

指定後速やかに放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的に開催すること。

③ 実績

基幹高度被ばく医療支援センターとしてふさわしい実績を有すること。

例) 肺モニター等の機器や生体試料分析（バイオアッセイ法）による体内放射能評価（アルファ核種を含む）を用いた被ばく傷病者等に対する個人線量評価及び長期経過観察の実績

5 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターの施設要件は、以下のとおりとする。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院 (1) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目を満たすこと。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者²⁴】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等²⁵を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

- B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修²⁶を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- C) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 被ばく医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- D) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護に関する専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
 - ・ 必要な放射線防護措置が講じられた上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
 - ・ 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示に基づいて必要な検査又はサンプルの収集を実施することができる者を1名以上配置すること。

- E) 除染措置に関する専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

²⁴ 施設内において被ばく傷病者等の受け入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

²⁵ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修e-ラーニング等がある。

²⁶ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

と。

【派遣調整業務従事者】

- F) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- G) 平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要な人員が確保されていること。

(2) 施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ①施設等」に掲げる要件に加え、教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等との通信ネットワーク設備を有すること。
- C) 原則として、確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施すること。

② 訓練

- A) 自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 自施設において、定期的に派遣調整訓練を行うこと。
- C) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- D) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協力すること。

- B) 原子力災害拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築すること。
 - C) 高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、線量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力すること。
- ④ 原子力災害拠点病院等に対する支援
- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行うこと。
 - B) 地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行うこと。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

「2 原子力災害拠点病院 (4)原子力災害医療派遣チームの配置等」に加え、放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する者を配置すること。

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整

- A) 原子力災害時において、原子力災害が発生した立地都道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地都道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有すること。
- B) 原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有すること。
- C) 平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有すること。

(6) その他

- A) 原子力災害時に、国及び立地都道府県等からの要請により専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を受講するとともに、当該研修を定期的に受講すること。

6 指定等について

(1) 指定

① 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関

立地道府県等は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関について、これら施設の役割等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるよう努めること。あわせて、原子力災害拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努めること。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、原子力災害拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3箇所程度の医療機関を指定すること。

なお、複数の医療機関が連携して原子力災害拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された原子力災害拠点病院のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定すること。

【原子力災害医療協力機関】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、登録（リスト化）すること。

② 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの情報交換等を行うとともに、立地道府県等や原子力災害拠点病院等への支援は当該センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に当該センターが対応できるように支援する。

【高度被ばく医療支援センター】

国（原子力規制委員会）は、高度被ばく医療支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

国（原子力規制委員会）は、原子力災害医療・総合支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

（2）住民等への周知

原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、指定を受けた場合、速やかに施設内の見やすい場所に指定を受けている旨を掲示することによって、住民等に対して原子力災害時において傷病者の受入れを行う旨を周知すること。

（3）指定の取消し

立地道府県等は、指定を受けた原子力災害拠点病院が施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すこと。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

（4）施設要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討する。

附 則

この施設要件は、平成27年8月26日から適用する。

附 則

この施設要件は、平成31年4月1日から適用する。

【参考1】原子力災害拠点病院が整備する備品、資機材の例

○ 放射線測定器
・ 個人線量計
・ GM サーベイメーター
・ NaI シンチレーションサーベイメーター
・ 電離箱式サーベイメーター
・ ホールボディーカウンター
・ 甲状腺モニター
○ 除染用資機材
・ 減菌ドレープ（複数のサイズ）
・ ガーゼ
・ 洗浄用ボトル
・ ディスポ鑷子
・ 摺水オイフ（複数のサイズ）
・ 膫盆
・ ビニール袋（複数のサイズ）
・ 養生用テープ
・ 石けん
・ ボディソープ
・ シャンプー
・ 中性洗剤
・ ビニールシート
・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材
・ ビニール袋（複数のサイズ）
・ ビニールシート
・ 養生用テープ
・ ろ紙シート
・ タイベックスーツ
・ ゴム手袋
・ サージカルマスク
・ 微粒子用マスク（N95 規格）
・ ディスポ帽子
・ ゴーグル
・ 靴カバー
・ ディスポ手術衣

【参考2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 <ul style="list-style-type: none">・ GM サーベイメーター・ NaI シンチレーションサーベイメーター（主にスタッフ防護のため）・ 電離箱式サーベイメーター（主にスタッフ防護のため）・ 個人線量計（主にスタッフ防護のため）
○ 除染用資機材 <ul style="list-style-type: none">・ 清菌ドレープ（複数のサイズ）・ ガーゼ・ 洗浄用ボトル・ ディスポ鑷子・ 搾水オイフ（複数のサイズ）・ 膫盆・ ビニール袋（複数のサイズ）・ 養生用テープ・ 石けん・ ボディソープ・ シャンプー・ 中性洗剤・ ビニールシート・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 <ul style="list-style-type: none">・ ビニール袋（複数のサイズ）・ ビニールシート・ 養生用テープ・ ろ紙シート・ タイベックスーツ・ ゴム手袋・ サージカルマスク・ 微粒子用マスク（N95 規格）・ ディスポ帽子・ ゴーグル・ 靴カバー・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤（チーム要員のため）
○ 通信回線 <ul style="list-style-type: none">・ 衛星回線・ 専用回線 FAX・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等